

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

平成27年10月7日

文部科学大臣殿

東京医療保健大学 学長  
木村 哲 印

下記の課程を職業実践力育成プログラムに申請します。

記

①学校名:	東京医療保健大学大学院	②所在地:	東京都目黒区東が丘2-5-1				
③課程名:	東京医療保健大学大学院 看護学研究科看護学専攻 修士課程高度実践看護コース	④正規課程/履修 証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	H22.4.1		
⑥責任者:	副学長・看護学研究科長 草間 朋子	⑦定員:	看護学研究科30人(26年度高度 実践看護コース修了者数20人)	⑧期間:	2年間		
⑨申請する課程の 目的・概要:	目的: 高度な判断力と実践力を持って初期医療にも対応できる診療看護師(NP)・特定看護師を育成する。 概要: 本年10月1日より施行された「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関に指定されている ことから、本コースではクリティカル領域で活躍する診療看護師(NP)・特定看護師(21の特定行為区分 すべての特定行為が実施可能)の育成を目指す。						
⑩4テーマへの該 当の有無	無	⑪履修資格:	以下(1)~(8)のいずれかを満たし、常勤の看護職(准看護師は除く) として実務経験が5年以上ある者。 (1)大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業 した者。 (2)学校教育法第104条第4項の規定に基づき学士の学位を授与 された者。 (3)外国において学校教育における16年の課程を修了した者。 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において 履修することにより当該外国の学校教育における□16年の課程 を修了した者。 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国 の校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部 科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の 文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学 大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了 した者。 (7)文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)。 (8)本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した 者と同等以上の学力があると認められた者。				
⑫対象とする職業 の種類:	看護師						
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 21の特定行為区分のすべての特定行為の技術		(得られる能力) 看護・医療技術をタイムリーかつ確実に実践できる能力				
⑭教育課程:	医療における「看護」の役割をしっかりと理解した上で、救急医療を含むクリティカル領域で医師等と連携・協働し て、自律的に医療を提供できる能力育成のためのカリキュラム構成となっている。具体的には、「人体構造機能 論」「臨床薬理学特論」等で医学的な基礎知識を再確認した上で、「診察・診断学特論」「臨床推論」等で診断か ら患者の状況を理解し、的確に診断できる技術を習得する。また、「治療のためのNP実践演習」「統合演習」等 でクリティカル領域での治療法を実践的にシミュレーションし、最終的には「統合実習」の17週の実習を通して、 高度実践看護師として状況に応じた診療を実践できる力を身につけられるよう構築されたカリキュラムである。						
⑮修了要件(修了 授業時数等):	2年以上在学し、所定の科目について58単位以上(必修54単位、選択4単位)を修得するとともに、必要な研究指 導を受け、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。						
⑯修了時に付与さ れる学位・資格等:	(学位名): 修士(看護学) (大学独自の資格等): 「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了認定 ※保健師助産師看護師法による						
⑰総授業時数:	62 単位	⑱要件該当授 業時数:	60 単位	該当 要件	1,2,3	⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	97%
⑳成績評価の方法:	授業科目を履修し、その試験に合格したものに所定の単位を与える。ただし、試験は筆記試験に限らず、論文・ レポート、実技の成績等によってこれに変えることがある。						

②①自己点検・評価の方法:	理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学科長会議・研究科長会議・教授会等において点検・評価、検証を行っており、その結果に基づき教育研究棟の改善充実を図ることとしている。
②②修了者の状況に係る効果検証の方法:	1期生が修了した平成23年度より、診療看護師(NP)・特定看護師としての活動の現状について情報交換し、本学の養成教育改善等に役立てることを目的として、定期的に修了生との情報交換会を行っている。また、開設から5年目となる平成26年には、修了生より大学院において履修したことが臨床現場でどのように活用されているか等実践活動についての情報を収集し、また、1期生の指導医師等の評価を把握した上でカリキュラムの評価等を行った。今後も、同様の検証・評価を継続する予定である。
②③企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 実習3施設において、1年間に各2回、「統合実習」の実施前後に実習及び講義をご担当いただく臨床教授(各施設の医師)と本学教員による「臨床教授会」を開催している。実施前には実習概要を説明するとともに臨床教授から意見をいただき、実習に反映できる体制を整えている。実施後には「統合実習」について学生に対する評価の集計結果及び学生による実習の学びをまとめたものをご報告するとともに、他の科目についても授業評価の結果をご報告し、教育課程全体に対する臨床教授との意見交換を行う。その結果は次年度以降の教育課程の改善・充実に役立てる。 (自己点検・評価) 本学では米国のナースプラクティショナー資格を有する外部有識者等をもって構成する「スクリュウ委員会」を設置しており、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保証を測る観点から、本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願ひ外部からの提言・評価をいただいている。その中で、学部・研究科毎に教育目標、「教育課程編成・実施の方針」及び「学位授与の方針」の適切性、教育成果等について毎年検証を行い、その結果に基づき改善・充実を図ることとしている。
②④社会人の受講しやすい工夫:	本コースは看護師を対象としているため、時間的に不規則な勤務の方でも受講しやすいように、一部科目については夜間(18:00~19:30)及び土曜日に開講している。
②⑤ホームページ:	<a href="http://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/">http://www.thcu.ac.jp/graduate/nursing/</a>

事務担当者名:	佐久間 雄一	所属部署:	東が丘・立川看護学部等事務部
連絡先:	(電話番号)03-5779-5031 (E-mail)y-sakuma@thcu.ac.jp		

\*パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。